

令和8年宇美町二十歳のつどい実行委員募集

町では、二十歳のつどいを一緒に企画・運営し、盛り上げていただく実行委員を募集します。お友達同士での参加も大歓迎です！ぜひ参加してみませんか？

▶ **主な活動内容** 9月から1月～2回程度の会議を開催し、二十歳のつどいに向けた企画・運営を行います。（活動例）テーマ決め、Webアルバムの企画作成、当日イベントの企画運営、式典の司会進行など

▶ **応募対象者**（定員10人程度）

- ①令和8年二十歳のつどい対象者（平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ）
- ②令和9年（翌年）二十歳のつどい対象者（平成18年4月2日生まれ～平成19年4月1日生まれ）
- ③昨年以前の実行委員経験者

▶ **応募方法** 電話またはメールにて（お名前、ご住所、出身中学校をお知らせください）。

▶ **応募期限** 8月29日（金）

※応募者多数の場合、期間内でも募集を締め切る場合があります。

令和8年宇美町二十歳のつどい

▶ **日時** 令和8年1月11日（日）
13：00～14：30



前回実行委員の感想

はじめは不安でしたが、楽しくできたので、参加して良かったです。他校出身のみんなと協力しながら二十歳のつどいを成功できたのは、非常に貴重な経験であり、とても充実した時間でした。自分から案を出したり、行動したりして作り上げるのが楽しかったです。

申・問 社会教育課 社会教育係 ☎933-2600 FAX933-2741 ✉syakai@town.umi.lg.jp

うみっと共働事業参加者募集

ミニチュアはにわづくり・本物の土器に触れる体験・歴史クイズを通して、町の歴史新聞づくりに挑戦する小中学生を募集します！

第1弾

はにわづくりと土器に触れよう！

8月9日（土）

場所：宇美町立歴史民俗資料館2階

対象：宇美町内在住の小中学生～

※宇美小学校区外の小学生は保護者同伴

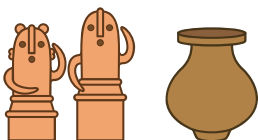
時間：10：00～12：00

※当日は汚れてもいい服装でお越しください

参加無料！

定員：先着30人

第1弾、第2弾ともに申し込みはこちら



締め切り：
7月31日（木）

はにわ粘土で高さ7センチほどのミニチュアはにわをつくります。本物の土器に触って宇美町の歴史を感じてみてください。

第2弾

VRで古代山城へ！クイズ＆新聞づくりに挑戦

9月13日（土）

場所：うみ・みらい館2階

対象：宇美町内在住の小中学生～

※桜原小学校区外の小学生は保護者同伴

時間：13：00～15：30

定員：先着30人

参加無料！

クイズを解いて宇美町の歴史博士になりましょう。クイズを通して宇美町の歴史を知り、新聞を作ります。

主催（お問い合わせ）

うみニティ編集室

うみっと

umitto2017@gmail.com



お問い合わせフォーム

協力：読売新聞西部本社 新聞のちから委員会

資格確認書・限度額認定証などの更新について

1

令和6年12月2日以降、「マイナ保険証」（保険証として利用登録されたマイナンバーカード）での受診を基本とする仕組みに移行しました。

国民健康保険に加入している人

資格確認書などの発送（更新）について

今年度から「被保険者証」は届きません。「マイナ保険証の有無」によって医療機関を受診する際に必要なものをお送りします。

※加入者へ個別で7月下旬までにお届けします。

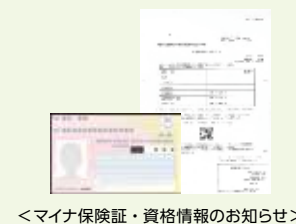
【マイナ保険証を持っている人】

「資格情報のお知らせ」が届きます。

※通常はマイナ保険証のみで医療機関を受診できますが、読み取りができなかった場合などには、この「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードと一緒に提示することで受診できます。

【マイナ保険証を持っていない人】

「資格確認書」が届きます。※令和7年8月1日（金）以降にご使用いただけます。



<マイナ保険証・資格情報のお知らせ>



<資格確認書>

限度額認定証などの更新について

【マイナ保険証を持っている人】

マイナ保険証を利用する場合は、認定証の提出は原則不要です。マイナンバーカードの読み取りにより、医療機関がその場で限度額情報を確認できるため、申請を行わなくても限度額が自動で適用されます。

【マイナ保険証を持っていない人】

現在、お持ちの「限度額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、令和7年7月31日（木）です。引き続き必要な人は、令和7年8月1日（金）以降に更新の申請を行ってください。

【申請に必要なもの】

・来庁する人の本人確認書類（マイナンバーカードなど） ・委任状（別世帯の人が申請する場合）

後期高齢者医療に加入している人

資格確認書の発送（更新）について

「マイナ保険証」の有無に関わらず「資格確認書」（紫色）が皆さんに届きます。

新しい資格確認書は、令和7年8月1日（金）から使用でき、7月下旬までにお届けします。



<資格確認書>

限度額の適用区分の併記について

「被保険者証」同様、「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」についても、新たに発行されなくなり、「資格確認書」に限度額の適用区分を併記する仕組みとなりました。

次に該当する人は、限度額の適用区分が併記された「資格確認書」を交付します。

・有効期限が令和7年7月31日（木）までの「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている人

・限度額の適用区分が併記された「資格確認書」を持っている人

※「資格確認書」に限度額の適用区分の併記を希望される場合は窓口への申請が必要です。

【申請に必要なもの】

・資格確認書 ・来庁する人の本人確認書類（マイナンバーカードなど） ・委任状（別世帯の人が申請する場合）

問 住民課 国保係・医療年金係 ☎934-2250 FAX933-7512（代）